

地方自治体による遺伝子組換え作物の栽培指針等の策定状況

		北海道	岩手県	茨城県	東京都	滋賀県
名称		北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン	遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針	都内での遺伝子組換え作物の栽培に係る対応指針(案)	遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針
策定年月日		H17. 3.31公布(H18. 1. 1施行)	H16. 9.14策定	H16. 3. 4策定	H18年1月策定予定	H16. 8.20策定
目的		遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止による、生産・流通上の混乱の防止、遺伝子組換え作物の開発等の産業活動と一般作物の農業生産活動との調整、もって現在及び将来の道民の健康保護、本道の産業振興	遺伝子組換え食用作物の栽培による一般の食用作物との交雑を防止し、消費者の安心を確保	食品として食べることに不安があることや、一般作物との交雑・混入による生産・販売の混乱が生じる恐れがある。これらの不安や混乱を未然に防ぐ	遺伝子組換え作物の栽培による一般作物との交雑と収穫後の混入、またそれに伴う経済的被害など生産流通上の混乱の未然防止による、都内農産物への都民の信頼の確保	消費者や生産者の不安から発生が懸念される本県農産物に対する風評被害や生産・流通面における混乱の防止
対象		遺伝子組換え作物の開放系での栽培	遺伝子組換え食用作物(食用作物と交雑する可能性のあるものを含む)の一般ほ場及び試験研究機関の実験ほ場における栽培	遺伝子組換え農作物の開放系ほ場における栽培	農業者等の行う一般ほ場栽培、及び、試験研究機関等が隔離ほ場で行う試験研究栽培	遺伝子組換え食用作物の一般ほ場での栽培
試験研究栽培	都道府県の関与のスキーム	<ul style="list-style-type: none"> 実験計画の届出を受理(栽培開始日の90日前までに知事に届出)。 交雑混入防止措置に関して北海道食の安全安心委員会の意見を聞き、必要に応じて勧告を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の栽培計画や栽培情報を調査し、県民等に情報提供。 栽培しようとする者に情報提供を求め、下欄の対応を要請。 	栽培しようとする者は事前に県に対して栽培に関する情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 栽培しようとする者に対し、事前に都に情報の提供を求め、下欄の対応を指導。 指導に応じなかった場合、その旨を公表。 	<p style="text-align: center;">(試験研究機関等が行う研究用栽培については対象外)</p>
	地元等への説明	(一般栽培と同様)	国の「栽培実験指針」に基づいて行うこと		国の「栽培実験指針」に準拠するとともに、万一の措置や経済的被害への対応の考え方を付加した実験指針を策定すること。	
	栽培の際の措置					
	罰則等	条例違反時には50万円以下の罰金				
一般栽培	都道府県の関与のスキーム	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請の審査を実施(栽培開始日の90日前までに知事に許可申請)。 交雑混入防止措置について、北海道食の安全安心委員会の意見を聞き、基準に適合しない場合には、申請を認めない、あるいは、条件を付す。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の栽培計画や栽培情報を調査し、県民等に情報提供。 栽培しようとする者に情報提供を求め、栽培の中止を要請。 要請に応じない場合は下欄の対応を要請。 下欄の対応要請に応じない場合は公表。 	栽培しようとする者は事前に県に対して栽培に関する情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 栽培しようとする者に対し、下欄の対応及び事前の栽培計画書の提出を求め、それを個別に審査し、その妥当性を判断。必要に応じて助言指導。 審査体制が整うまで当面の間は、食用作物に交雑する恐れのあるものは栽培しないように指導。 指導に応じなかった場合、その旨を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産者に対して情報提供を求め、実用栽培については、自粛を要請。 試作(試験栽培)については下欄の対応を指導。
	地元等への説明	申請前に、知事が定める範囲内において一般作物の栽培する者その他の規則で定める者に対し説明会を開催。	(栽培中止要請に応じない場合は、)近隣には場を有する農家等の理解を得ること。	あらかじめ、関係する市町村、近隣耕作者、農業団体等の理解を得ること。	事前に近隣住民や農業者に十分な情報公開を行い、理解を得ること。	(試作の場合は、)ほ場周辺の地域住民への情報提供を行うこと。
	栽培の際の措置	知事が定める交雑混入防止措置基準に適合して実施。また、交雑の有無を確認するためのモニタリング措置を実施。	(栽培中止要請に応じない場合は、)国の「栽培実験指針」に準じた隔離距離の確保など周辺栽培作物との交雑や収穫物の混入防止措置を徹底すること。	一般作物との交雑・混入防止の措置を徹底すること。	<ul style="list-style-type: none"> 交雑・混入防止措置を図ること。 交雑・混入が生じた場合の措置や経済的被害への対応の考え方を明らかにすること。 	(試作の場合は、)国の「栽培実験指針」に準じて隔離距離をとるなど、周辺作物との交雑や収穫物の混入防止措置等を講ずること。
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> 条例違反時には1年以下の懲役あるいは50万円以下の罰金。 許可を受けるには一件につき約30万円の手数料が必要。 					

北海道の条例における交雑混入防止措置等の基準について

【交雑防止措置】

1. 隔離距離による交雑防止措置

隔離距離設定の考え方は、国の「栽培実験指針」の基準、道独自のデータ（イネ及びテンサイ）を基に道内での栽培に伴うあらゆる状況を想定し、安全率として2を乗じた値としている

遺伝子組換え作物	同種作物等との隔離距離
イネ	300m以上 (ほ場から300mの範囲において、出穂期の差を2週間以上確保した場合は、52m以上。ただし、出穂期の差が2週間以上とならないときは、花粉の生成や飛散を防止する措置を執ること)
ダイズ	20m以上
テンサイ	2,000m以上
トウモロコシ	1,200m以上
ナタネ	1,200m以上（但し、防虫網の設置その他の昆虫による花粉の飛散を防止する措置を執ること）

2. 隔離距離によらない交雑防止措置

1. による隔離距離をとることが出来ない場合に、以下の措置により適切に交雑を防止することができるときは、これに代えることができる

(1) 栽培ほ場と同種作物等との距離を最大限確保する

(2) 次の措置のうち1又は2以上の措置を執ること

ア. 開花前の摘花、植物体の除去その他花粉の生成を防止する措置

イ. 開花前の除雄、開花期の袋かけ、防風網又は防虫網による被覆、温室での栽培その他の花粉の飛散を防止する措置

ウ. 開花期を重複させない栽培その他時期的な隔離による措置

【混入防止措置】

- ・ 遺伝子組換え作物の種子や収穫物は、他の作物の種子や収穫物と分別して管理する
- ・ 種子等の播種等を行う際には、他の作物の種子等に混入しないようにする
- ・ 種子や収穫物の運搬の際や収穫の際に、こぼれ落ちないようにする
- ・ 鳥獣の食害により拡散しないようにする
- ・ 使用機械器具類は、専用とするか、作業の都度分解して洗浄及び清掃を行う
- ・ 機械器具類や作業従事者の衣類や靴に付着した土又は組換え作物がほ場の外部に流出しないようにする
- ・ 栽培後の鋤込み等による植物体の再生の防止

等の措置を取らなければならない。

(ただし、栽培計画に明らかなに必要な無い措置については、この限りではない。)

【説明会対象者】

説明対象者：隔離距離範囲内（隔離距離によらない交雑防止措置を実施している場合も含む）や隣接するほ場で一般作物の栽培を行うもの、及び、これらの土地の所有者。施設・機械器具等を共同利用する者。出荷の相手方や集荷業者など

説明が望ましいと考えられる者：地元市区町村の長、地元農業機関・団体の長、ほ場等のある町内会や行政区域などで一般栽培を行うものなど